

平成24年10月 1日

亀岡市議会議長 木曾 利廣 様

発議者 西口 純生

湊 泰孝

馬場 隆

日高 省子

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

議第 1 号議案

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会基本条例（平成 22 年亀岡市条例第 18 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例（平成 22 年亀岡市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第 4 章 議会と市長等との関係（第 8 条 第 10 条）」を「第 4 章 議会と市長等との関係（第 8 条 第 10 条の 2）」に改める。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（閉会中の文書による質問）

第 10 条の 2 議員は、閉会中に、市の一般事務について、議長の許可を得て文書により質問することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。